

相続対策の考え方

POINT

相続対策は「評価額対策」・「財産の移転対策」・「納税財源の確保対策」・「遺産分割対策」をバランスよく行うことが大切です。

1 評価額対策

不動産や未上場会社の株式などについては、生前に対策することで評価額を低くすることが可能なケースがあります。例えば、更地の土地に、賃貸建物を建て賃貸することで相続税評価額は下がります。

2 財産の移転対策

生前に子や孫等に財産を贈与して相続財産を減らすこと、将来値上がりする財産・収益を 生む財産を早めに贈与することは、相続税の軽減対策として有効です。

3 納税財源の確保対策

相続人が相続した現預金または相続人自身の金融資産で将来相続税を納税できない場合には、どのように納税するのかについてあらかじめ目途をつけておくことが大切です。財産のうちに不動産の占める割合が高い方には特に重要な対策です。

4 遺産分割対策

相続が発生した場合、相続人が2人以上いるときは遺産分割が必要になります。将来の遺産分割に備えて財産を分けやすくしておくことや、円滑な分割ができるよう遺言を書くことなど、将来の遺産分割に向けた対策が大切です。

5 総合的に考える

例えば、「評価額対策として、不動産を購入・建築し相続税は安く抑えることができたが、納税ができない、または資金繰りに苦労する」、「生前贈与で子・孫に財産を早期に移転した結果、ご自身の生活財源が不足する」など、相続税が軽減されたとしても別の問題が生じては困ります。総合的に考えることが大切ですので、具体的な対策の立案や実行にあたっては、税理士等の専門家にご相談ください。

相続税評価額の引下げ対策

POINT

相続税の対象となる資産の評価ルールを知って相続財産の中身を見直すことにより、 相続税評価額を引き下げられるケースもあります。

1 相続財産の中身の見直し

相続財産の種類ごとに評価ルールが決まっており、「時価は同額でも相続税評価額が異なる」ことがあります。評価ルールを知って相続財産の中身を見直すことも相続税の軽減対策の1つです。

下表は、「更地1億円と現預金1億円の場合」と、「更地に賃貸建物を1億円で建築し、賃貸した場合」の相続税評価額を比較したものです。

〈相続財産評価額の比較〉

相続財産	賃貸建物を 建築しない場合	賃貸建物を建築し、賃貸した場合		
作		手許現預金で建築	借入金で建築	
土地	1億円	7,900万円	7,900万円	
建物		4,900万円	4,900万円	
現預金	1億円		1億円	
借入金			-1億円	
相続税評価額合計	2億円	1億2,800万円	1億2,800万円	

[※]借地権割合を70%、借家権割合を30%と仮定して貸家建付地の評価額を算定。 建物の固定資産税評価額を建築価額の70%、借家権割合を30%と仮定して賃貸建物の評価額を算定。

①土地の用途変更

更地に賃貸建物を建築し賃貸している場合には土地評価額が下がります。具体的には、土地が「自用地」評価から「貸家建付地」評価に変わることにより2割前後、評価額が下がります。

②賃貸建物の建築

賃貸建物を建築することにより、財産の種類が現預金から建物に変わります。賃貸建物の評価額は建築価額の5割前後です。なお、建築資金は手持ちの現預金により捻出しても借入で賄っても、相続税に与える効果は同じです。

2 評価引下げ対策の留意点

相続税の評価引下げを目的としてアパート等を建築しようとする場合には、事前に「賃貸事業」として成功するか否かを慎重に検討することが重要です。アパート等を建築すれば相続税は軽減されますが、予定していた賃貸収入が入らないために余計な資金負担や心労が増えたのでは、相続対策として成功とはいえません。

第5節 相続対策



生前贈与による対策

POINT

- ①年数をかけてコツコツ多くの人に生前贈与する方法は、相続税の軽減対策として 有効です。
- ②将来、高い相続税が課されるケースでは、贈与税を支払って行う生前贈与も有効 な対策です。

1 贈与税基礎控除を活用した生前贈与

一般的に行われている相続対策に、子どもや孫に対する生前贈与があります。贈与税には受贈者において年間110万円の基礎控除額が認められており、その範囲内であれば贈与税負担ゼロで財産を移転することができます。

下表は、純財産 (財産-債務)が1億円で、相続人が子ども2人 (配偶者なし)である場合に、贈与税基礎控除を使って生前贈与を行うケースと行わないケースでの負担税額を比較したものです。

〈贈与税基礎控除を活用した生前贈与の効果 一計算ケーススタディー〉

ケース1:生前贈与を行わなかった場合

ケース2:2人の子どもに年間100万円ずつ10年間、合計2,000万円を現金贈与した場合

	生前贈与額	相続税の課税価格	相続税額
ケース1	_	1億円	770万円
ケース2	2,000万円	8,000万円	470万円

※贈与時から相続発生時まで評価額の変動はないものとします。

※生前贈与加算、贈与税額控除は考慮していません。

※相続時精算課税制度は選択していないものとします。

上記のケースでは、生前にコツコツと贈与することで、将来の相続税が770万円から470万円となり、300万円分の税負担が軽減されます。



2 贈与税を支払って行う生前贈与

相続税が多額にかかると予想される人については、ある程度贈与税を支払って行う生前贈与も有効な相続対策になります。

下表は、純資産 (財産-債務)が5億円で、相続人が子ども2人 (配偶者なし)である場合に、 生前贈与を行うケースと行わないケースでの負担税額を比較したものです。

〈贈与税を支払って行う生前贈与の効果 一計算ケーススタディー〉

ケース1:生前贈与を行わなかった場合

ケース2:18歳(※)以上の2人の子どもに、年間500万円ずつ10年間、合計1億円を現金 贈与した場合(※2022年3月31日以前は20歳)

	生前 贈与額	贈与税額 ①	相続税の 課税価格	相続税額 ②	合計税額 ①+②
ケース1	_	_	5億円	1億5,210万円	1億5,210万円
ケース2	1億円	970万円 (注)	4億円	1億920万円	1億1,890万円

- ※贈与時から相続発生時までに評価額の変動はないものとします。
- ※生前贈与加算、贈与税額控除は考慮していません。
- ※相続時精算課税制度は選択していないものとします。
- (注) 「特例贈与(直系尊属からの贈与)」
 - ●子ども1人あたりの年間贈与税額 (500万円-110万円)×15%-10万円=48.5万円
 - ●子ども2人、10年間合計の贈与税額 48.5万円×2人×10年=970万円

上記のケースでは、生前に現金贈与することで、1億5,210万円-1億1,890万円=3,320万円分の税負担が軽減されます。

3 生前贈与の留意点

子どもや孫に生前贈与を行う際には、後々の相続税の税務調査でトラブルにならないように、贈与した証拠を残し、贈与した財産は子どもや孫自身がしっかり保管・管理することが重要です。また、贈与の証拠を残しておくという観点からは、贈与税の基礎控除(年間110万円)を上回る贈与を行い、贈与を受けた子ども等が贈与税の申告・納付を行うのも一つの方法です。

名義を子ども等に変えるだけでは「贈与」になりませんので、ご注意ください。



円滑な遺産分割のために

POINT

- ①相続人のその後の生活や個々の家庭の事情などを総合的に考慮して、財産を将 来分けやすい状態にしておくことは大切です。
- ②遺言は遺産分割の対策として有効です。その際、各人ごとに相続税の納税財源 の確保も併せて検討することが大切です。

1 将来の遺産分割を見据えた財産形成

遺産分割時にトラブルにならないように、できるだけ将来の相続のことを考えて財産形成していくことも大切です。例えば、不動産を購入する際に家族全員の共有持分で購入したり、1つの不動産を生前に子ども2人に持分贈与して共有不動産にしたりすると、将来の相続時に遺産分割でトラブルになったり、その後「共有」ゆえの悩みをかかえる可能性があります。財産はなるべく将来分けやすい状態にしておく方が良いでしょう。

2 遺言書の作成

遺産分割を円滑に行うために生前に遺言書を作成しておくことは大変有効な手段です。なお、遺言書を作成する際は、全財産のリストアップはもちろんのこと、自分が今後消費する金融資産のこと、家族全体の取得財産のバランス、相続税の納税などの総合的な見地からの十分な検討が必要です。

3 相続税の納税を考慮した遺産分割、遺言書の作成

相続税は現金で納付することが原則です。不動産などの換金性が低い財産のみを相続する 人は、納税が困難になる可能性があるため注意が必要です。

下表のように財産4億円に対し相続税が1億920万円かかる場合、財産合計でみれば相続 財産の現預金2億円で納税が可能です。しかし、相続人ごとにみると、長女は相続した現預金 で納税できますが、長男は現預金を相続していないため納税が困難になる可能性があります。

相続財産	合計	長男	長女
不動産 (自宅・賃貸不動産等)	2億円	2億円	_
現預金	2億円	_	2億円
合計	4億円	2億円	2億円
相続税	1億920万円	5,460万円	5,460万円



円滑な相続税納税のために

POINT

- ①相続税の納付方法は、相続人ごとに事前に検討しておくのが良いでしょう。
- ②死亡保険金は、すぐに受取人に支払われるため、納税財源として有効です。

1 相続税の納付方法

相続税は相続開始後10ヶ月以内に現金で納付することが原則ですが、「延納」や「物納」の特例が認められています。ただし、これらの特例は、「金銭一括納付が困難な場合に延納が」、「金銭一括納付も延納も困難な場合に物納が」認められるもので、納税資金として充分な現預金を相続した場合や、相続人が元々多額の現預金を所有しているような場合には認められません。

延納、物納: P.264 P.265

2 納付方法の検討

相続税の納税は相続人ごとに行いますので、その納付方法は相続人ごとに検討します。金 銭納付が困難であり物納が認められる場合、条件のよい不動産を手許に残し、収益性・換金 性の低い不動産等を物納できる可能性もあります。ただし、その財産が物納適格財産として の要件を備えていなければなりません。したがって、物納を希望する財産が、確実に納税に充 てられるようにするためには、相続人ごとに事前に検討し、対策をしておくことが大切です。

3 死亡保険金(被保険者=被相続人)による納税財源づくり

①被相続人が契約者 (保険料負担者)の死亡保険金による納税

死亡保険金は、受取人の固有財産であるため遺産分割の対象になりません。また、 死亡保険金は相続発生後すぐに支払われるため、遺産分割が成立しない場合でも、受 取人は死亡保険金を受取り、これを納税財源として活用することができます。

②相続人が契約者 (保険料負担者)の死亡保険金による納税

生前に子どもに現金贈与をし、その現金により親を被保険者とする保険契約を締結するのも一つの方法です。この場合、親に万一のことがあった場合にその子どもが死亡保険金を受取るため、相続税の納税財源として活用することができます。

なお、子どもが受取った死亡保険金は相続税の対象ではなく、利益部分(死亡保険金のうち支払保険料を上回る部分)がその子どもの所得税等の対象となります。

FAQ

死亡保険金と相続税



死亡保険金にかかる税金の取扱いおよび保険活用による相続対策の効 果を教えてください。



- ●死亡保険金は、遺産分割を行うことなく、死亡保険金の受取人として指 定されている人に支払われます。
- ●死亡保険金にかかる税金は、その契約形態(保険料負担者・受取人等) によって異なります。
- ●契約者(保険料負担者)と被保険者が同一である契約に基づき支払わ れる死亡保険金は、相続税の対象ですが、受取人が相続人である場合 には一定の非課税枠があります。

1 死亡保険金に係る税金の取扱い

契約形態	契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	対象となる税金
1	父	父	母、子ども等	相続税
2	子ども	父	契約者である 子ども	所得税・住民税
3	母	父	子ども	贈与税

- ●「契約形態1」 契約者(保険料負担者)と被保険者が同一である場合: 保険料負担者である父親に万一のことがあったことにより支払われる 死亡保険金は相続税の課税対象です。
- ●「契約形態2」 契約者(保険料負担者)と死亡保険金の受取人が同一 である場合: 契約者たる子どもが受取る死亡保険金を一時金で受領し た場合は一時所得になり、受取った死亡保険金から支払った保険料及 び50万円を控除した金額の半分が所得税等の課税対象になります。年 金で受領した場合は公的年金等以外の雑所得として課税されます。
- ●「契約形態3」 契約者(保険料負担者)・被保険者・死亡保険金の受 取人がすべて異なる場合: 子どもが受取る死亡保険金は、保険料負担 者である母親から子どもへの贈与となり、受取った死亡保険金全額が 贈与税の課税対象になります。

2 遺産分割対策としての生命保険契約

「契約形態1」の保険金は受取人の固有財産であるとされており遺産分割の対象になりません。財産を遺したい人を死亡保険金の受取人に指定することにより、その受取人に死亡保険金(現金)を渡すことができますので、生命保険契約における受取人の指定は遺言と似た効果があります。

3 相続税非課税枠の活用

①非課税枠の計算

「契約形態1」により相続人が受取る死亡保険金には、「相続税非課税枠」が設けられています。

500万円×法定相続人の数(※)=非課税限度額

※相続税基礎控除計算における [法定相続人の数] P.243 と同じ

②相続税非課税枠の効果

相続人子4人、財産2億円のケースで生命保険に全く加入していない場合と、一時払いの保険料2,000万円、死亡保険金2,000万円(受取人は相続人)の保険に加入している場合の相続税額の比較です。

	(イ)生命保険に加入しない場合	(ロ)生命保険に加入した場合
相続財産	2億円	2億円 (※)
保険金の相続税非課税枠	_	△2,000万円
相続税の課税価格	2億円	1億8,000万円
相続税額	2,120万円	1,720万円

^{※(}現在の財産2億円)-(支払い保険料2,000万円)+(死亡保険金2,000万円)

上記のケースでは、保険金の相続税非課税枠を活用することで、400万円の税負担が軽減されます。

4 相続発生後すぐに使えるお金

預貯金は遺産分割協議が成立するまでは、相続人単独では引き出しや送金などの口座取引ができない場合が多いです。一方、死亡保険金は受取人が単独で請求できますので、相続発生後すぐに使えるお金となります。